

新型コロナウイルス感染症対策事業 店舗等リノベーション促進事業費補助金のご案内

コロナ禍での経済活動再開、原油・原材料等高騰の影響を受ける市内事業者の持続的発展を図るため、新たな取組を始める事業者の店舗等リノベーション工事の費用を一部補助します。

■ 申込要件

申込資格	以下の①～⑤の全てを満たすもの ①市内に主たる事業所がある中小規模事業者（大型店、フランチャイズチェーンを除く） ②以下のいずれかに該当する事業者 ・市内に店舗物件を所有しているもの ・市内で賃貸にて店舗を営むもの ・実績報告日までの間に市内で店舗を開業するもの ③清瀬商工会、商店街地域においては商店街にも実績報告日時点で加入していること ④関係する法令等に違反していないこと ⑤3年以上事業を継続する見込みがあること
対象業種	工事完了後に 、一般消費者が商品の購入やサービスの提供を受けられる店舗を構えている以下の業種 ①小売業 ②サービス業、飲食業、宿泊業 ③不動産賃貸業（店舗用物件のみ）、不動産業、物品賃貸業
対象工事	以下の①～④の全てを満たすもの ①当該店舗に新たな機能や価値を付加する工事 ※既存設備の入替、修繕など、新規性を付加しない工事は対象外 ②市内建設事業者が工事の主たる部分の施工を行うもの ③当該店舗の床面積が1,000㎡以下であること ④令和5年2月28日までに完了する工事であること
工事期間	補助金の交付申請日以降に着工し、令和5年2月28日までに完了する工事
工事金額	工事金額が10万円（税込）以上の工事
補助金額	補助対象となる工事金額の1/2～2/3以内で、 最高50万円 （新規開業者は100万円） 補助金は、指定された預金口座に振込ます
施工業者	市内建設事業者 （住宅または店舗の改修・改装を業とする事業者で、市内に住所を有する個人事業主または市内に事務所を有する法人）
受付期間	令和4年8月1日から清瀬商工会で受け付けます （平日 午前9時～午後5時、土日祝日、年末年始を除く） ※工事着工前までに、必ず補助金の申請をしてください 補助金の申請前に着工・完了した工事は補助対象になりません

■ 補助対象と補助率

対象事業者	対象物件の現状		補助率	補助限度額
	現状	工事後		
所有者	所有者自身が営業中	営業を継続	1/2	50万円
		事業を承継	2/3	50万円
		業態を転換	2/3	50万円
		賃貸店舗に転換	1/2	50万円
		住宅に転換		対象外
		廃業・閉業		対象外
	賃借人が営業中		対象外	
空き店舗	空き店舗	新規開業	2/3	50万円
		賃貸に転換	1/2	50万円
		住宅に転換		対象外
	住宅	店舗に転換	2/3	50万円
		住宅		対象外
賃貸人	賃貸人自身が営業中	営業を継続	1/2	50万円
		業態を転換	2/3	50万円
		廃業		対象外
	空き店舗・住宅など	新規開業	2/3	50万円

※過去5年の間に清瀬市の特定創業支援事業に関する証明書の交付を受けた方新規開業者は最大100万円補助

■店舗等リノベーション促進事業費補助金申請から交付まで

